

**土壤汚染対策法について
(概要)**

令和3年4月

佐世保市環境部環境保全課

目 次

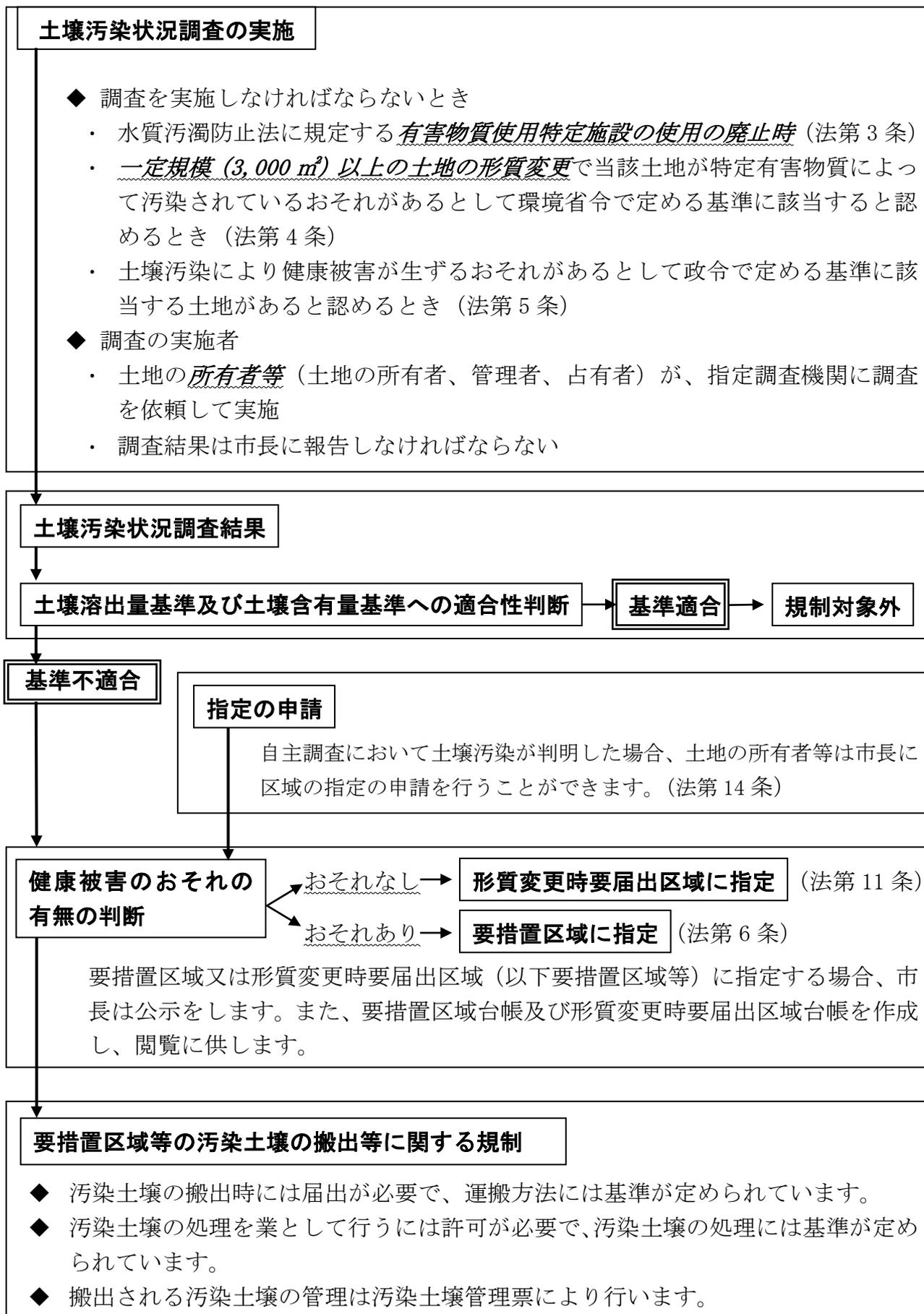
はじめに	1
I 土壤汚染対策法のしくみ	2
II 特定有害物質と指定基準	3
(1) 指定基準の種類	3
(2) 指定基準	3
III 土壤汚染状況調査	4
(1) 調査の対象となる土地	4
(2) 調査の実施者	4
(3) 調査の対象となる物質	4
(4) 物質ごとに行う調査の内容	4
(5) 調査方法	5
(6) 調査の省略	5
(7) 調査報告書の提出	5
(8) 調査の猶予	5
IV 要措置区域と形質変更時要届出区域	6
V 指示措置	7
VI 指定の申請	8
VII 汚染土壤の搬出	8
VIII 汚染土壤処理業	8
IX 汚染土壤管理表	8
参考 (法抜粋)	9
参考 (法抜粋)	10

はじめに

土壤汚染対策法は、有害物質を取り扱っている工場や事業場の土壤汚染が不明のまま放置され、地下水汚染を生じさせることや、不特定多数の人が立ち入る土地に利用されることによって、人の健康被害が生じてしまうことを防止することを目的としており、平成 15 年 2 月 15 日に施行され、有害物質を取り扱う施設の廃止時など、一定の機会を捉えて土壤汚染状況調査を実施し、土壤汚染が判明した場合は人の健康被害が生じないように措置を講ずること等を定めてきました。

しかし、法に基づかない土壤汚染の発見の増加、掘削除去の偏重、汚染土壤の不適切処理による汚染の拡大等の現状と課題を解決するために、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定を新設した改正法が平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

I 土壤汚染対策法のしくみ



II 特定有害物質と指定基準

(1) 指定基準の種類

特定有害物質は、次の二つのリスクを考慮した基準があります。

- ① 特定有害物質が含まれた汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、汚染地下水を摂取することによるリスクの観点からの基準（土壌溶出量基準）
- ② 特定有害物質が含まれた汚染土壌を直接摂取するリスクの観点からの基準（土壌含有量基準）

(2) 指定基準

特定有害物質（法第2条）		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	(参考) 第二溶出量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	/	0.02 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		0.04 mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		1 mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		0.4 mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		3 mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下		0.1 mg/L 以下
	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.09 mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	1.5 mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50 mg/kg 以下	1 mg/L 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下	0.005 mg/L 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.3 mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.3 mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.3 mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	24 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	30 mg/L 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 mg/L 以下	/	0.03 mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下		0.2 mg/L 以下
	チウラム	0.006 mg/L 以下		0.06 mg/L 以下
	PCB	検出されないこと		0.003 mg/L 以下
	有機りん化合物	検出されないこと		1 mg/L 以下

Ⅲ 土壤汚染状況調査

(1) 調査の対象となる土地

- ① 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設が廃止されたとき、当該施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（法第3条）
- ② 一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更が行われる場合で、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるとき（法第4条）

※土地の形質の変更を行う30日前までに届出が必要です。

- ③ 土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるとき（法第5条）

(2) 調査の実施者

土地の所有者等が、環境大臣の指定する指定調査機関に依頼して実施します。

(3) 調査の対象となる物質

- ① 法第3条調査では、調査実施者が、調査対象地における特定有害物質による土壤汚染を推定するために地歴調査を行い、25種の特定有害物質のうち、試料採取等の対象とすべき特定有害物質を選定します。
- ② 法第4条調査及び法第5条調査では、調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質が対象となります。また、調査対象以外の特定有害物質で、地歴調査により汚染のおそれがあることが判明したものを試料採取等の対象とすることができます。

(4) 物質ごとに行う調査の内容（施行規則第2条）

物質ごとに必要な調査が定められています。

特定有害物質	土壤溶出量調査	土壤ガス調査	土壤含有量調査
揮発性有機化合物 (第一種特定有害物質)	○*	○	
重金属等 (第二種特定有害物質)	○		○
農薬等 (第三種特定有害物質)	○		

※土壤ガス調査で特定有害物質が検出された場合や土壤ガス調査を省略した場合に実施し、深さ10 mまでのボーリング調査となります。

(5) 調査方法（施行規則第3条～10条）

土地の利用方法や特定有害物質の使用・処理状況等から、調査対象地の土壤汚染のおそれを把握し、調査対象物質ごとに調査対象地を区分して調査を実施します。

特定有害物質の種類		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取方法	汚染のおそれがある土地	100 m ² に1地点	100 m ² に1地点	100 m ² に1地点
	汚染のおそれが少ない土地	900 m ² に1地点	900 m ² に1地点 (複数地点均等混合)	900 m ² に1地点 (複数地点均等混合)
	汚染のおそれがない土地	不要	不要	不要

(6) 調査の省略（施行規則第11～14条）

土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を行わずに調査報告をすることができますが、例えばおそれの把握（地歴調査等）を行わなかった場合、調査対象地全域について、25種すべての特定有害物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない土地とみなされます。

(7) 調査報告書の提出（施行規則第1条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後120日以内、又は調査命令を受けた場合は市長が指定した日までに、土壤汚染状況調査の報告書を提出しなければなりません。

(8) 調査の一時的免除（施行規則第16条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後も、その土地が引き続き工場・事業場として使用されるなど、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合は、申請により確認を受ければ、調査義務が免除されます。しかし、利用方法が変更されて、これらの条件を満たさなくなった場合は、当該確認が取り消され、再度調査義務が発生します。

IV 要措置区域と形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、土壤含有量基準超過又は土壤溶出量基準超過が判明した場合は以下のとおり 健康被害が生ずるおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。

	要措置区域	形質変更時要届出区域
指定要件	土壤汚染の摂取経路があり、 <u>健康被害が生ずるおそれがある</u> ため、汚染の除去等の措置が必要な区域（法第 6 条）	土壤汚染の摂取経路がなく、 <u>健康被害が生ずるおそれがない</u> ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）（法第 11 条）
規制	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去等の措置を市長が指示（法第 7 条） 土地の形質変更の原則禁止（法第 9 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要（法第 12 条） ※形質の変更に着手する日の 14 日前までに提出
指定解除	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去が行われた場合には指定を解除 摂取経路の遮断が行われた場合は、指定を解除し、形質変更時要届出区域に指定（法第 6 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の除去が行われた場合には指定を解除（法第 11 条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されると、要措置区域台帳(法第 6 条)及び形質変更時要届出区域台帳（法第 11 条）に掲載され、窓口で閲覧することができます。

閲覧場所

佐世保市環境部環境保全課

長崎県佐世保市稲荷町 1-8

TEL 0956-26-1787

FAX 0956-34-4477

V 指示措置（法第7条）

市長は、要措置区域として指定された土地の所有者等に対して、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します（指示措置）。

① 土壌含有量基準超過の土地

	指示措置	同等以上の措置
砂場等	土壌汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入換え	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
上記以外	盛土	舗装、立入禁止、土壌入換え、土壌汚染の除去

② 土壌溶出量基準超過の土地

		指示措置	同等以上の措置
地下水汚染なし		地下水の水質の測定	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
有害物質 第一種特定	第二溶出量基準 <u>不適合</u>	遮水工封じ込め (原位置封じ込め) ※	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第二種特定	第二溶出量基準 <u>不適合</u>	遮水工封じ込め (原位置封じ込め) ※	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第三種特定	第二溶出量基準 <u>不適合</u>	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去

◆ 「第二溶出量基準」とは、土壌溶出量基準の10～30倍に相当するものである。

※第二溶出量基準不適合の土地において、遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させる必要がある。

VI 指定の申請（法第 14 条）

土地所有者等の自主的な土壤汚染調査により土壤汚染が判明した場合、土地所有者等は、当該土地の区域を要措置区域等として指定することを申請することができます。（法で定める方法で行われた調査に限る）

VII 汚染土壤の搬出（法第 16 条）

要措置区域等内の土地の土壤を、区域外へ搬出しようとする場合は、搬出に着手する 14 日前までに、市長に届け出る必要があります。

運搬方法には運搬基準があります。また、搬出土壤を処理するには、汚染土壤処理業者に処理を委託する必要があります。

VIII 汚染土壤処理業（法第 22 条）

要措置区域等から搬出される汚染土壤を業として処理する場合には、汚染土壤処理施設ごとに市長の許可（汚染土壤処理施設の構造基準等に適合していることが必要）を受けなければなりません。

汚染土壤処理施設は下記の 4 種類の施設に分類されます。

- 浄化等処理施設（浄化、溶融、不溶化）
- セメント製造施設
- 埋立処理施設
- 分別等処理施設（異物除去、含水率調整）

IX 汚染土壤管理票（法第 20 条）

土壤汚染対策法では、汚染土壤を搬出、運搬、処理する際に管理票を使用することを定めています。管理票は、汚染土壤を運搬するときや処理するときなどに、期限内に関係者に交付し、又は回収する義務などがあります。なお、管理票については、定まった様式があります。

問い合わせ先

【佐世保市内】

佐世保市環境部環境保全課

住所：長崎県佐世保市稲荷町 1-8

TEL：0956-26-1787

FAX：0956-34-4477

長崎市内については、長崎市環境部環境政策課にお問い合わせください。

長崎県内のその他の地区については、長崎県環境部地域環境課にお問い合わせください。

参考（法抜粋）

**土壤汚染対策法第 4 条の土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合の調査
（特定有害物質に汚染されているおそれがある土地の基準）**

施行規則第 26 条 法第 4 条第 2 項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

参考（法抜粋）

**土壤汚染対策法第5条の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査
（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）**

施行令第3条 法第5条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該土地の特定有害物質（法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他に関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第5条第1項ロにおいて同じ。）であること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。

ロ 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の施設又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること。